ポイ捨てなくそう

みんなの手で　きれいなまちに

美化条例　再三の違反には罰金も

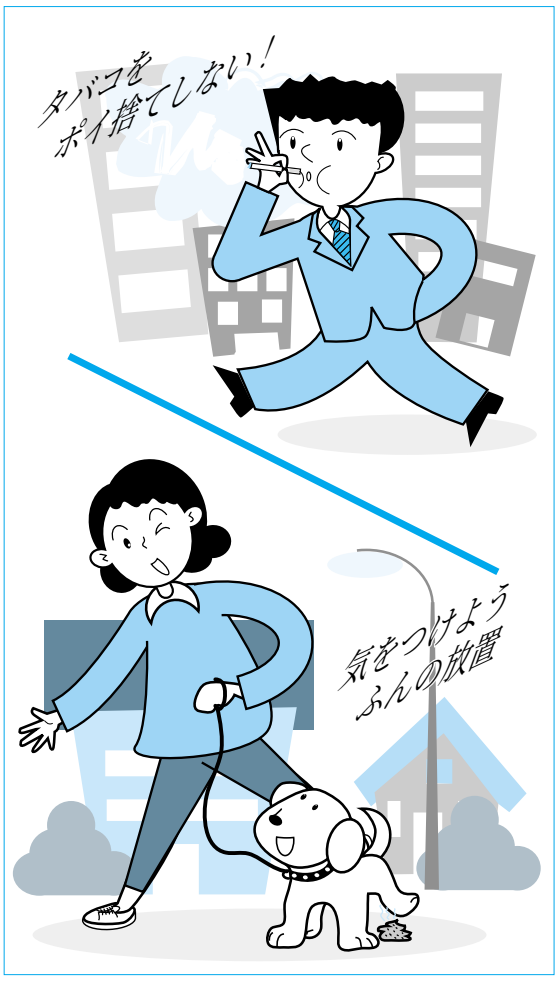

重点地区、徐々に成果
歩きタバコは幼い子の大敵

平成11年に制定された「海老名市まちの美化に関する条例」は、美しいまちづくりと美化意識の高揚を図り、資源の有効活用を進めることを目指したものです。空き缶やタバコの吸殻、ガム、紙くずなどのポイ捨て、ペットのふんの放置などが禁止され、再三の注意でもポイ捨てなどが改まらない時には、罰金が科される場合があります。

この条例により、海老名・さがみ野・かしわ台・厚木の各駅周辺を、まちの美化を進めることが特に必要と認められる「美化推進重点地区」に指定。清掃活動や美化推進員による啓発、指導によりごみの散乱も少なくなり、徐々に、その成果が現れています。

●きれいな街へ

●歩きタバコはキケン

心ない大人の歩きタバコは、幼い子どもを持つ親にとっては大変恐ろしいものです。子どもの目や顔の高さにあるタバコの火で大けがさせられる心配が尽きません。大人にとっても、手にやけどを負ったり、洋服を焦がされたりと、大変危険です。

●市民の声

1人ひとりがマナー守る心掛けを

「市長への手紙」などを通じタバコのポイ捨て等に関する、ルール作りを求める声が増えています。一例を紹介します。

「海老名駅前で信号待ちをしていると、喫煙している人のタバコの火に手がぶつかり、やけどをしそうになった」。

「駅前でバスを待っていたが、待ち合わせで並んでいる人のタバコの煙がひどくて、せき込んでしまう」。

市では現在、このような市民の声をもとにタバコに関する問題の対応策を検討しています。お互いが気持ち良く暮らすため、市民のみなさん一人ひとりが喫煙のマナーを守るよう心がけましょう。

問　資源対策課（内541）。

違反行為に対する罰則☆措置

条例の実効性を担保するため、次のような措置、罰則が定められています。

違反行為の内容	措置、罰則の内容
空き缶等および吸い殻等のポイ捨て行為	２万円以下の罰金
散歩中の愛がん動物等のふんの放置	２万円以下の罰金
飲料用自動販売機設置届出等義務違反	５万円以下の罰金
飲料用自動販売機設置届出済証ちょう付違反	勧告→公表
飲料用自動販売機回収容器設置義務違反	勧告→命令→10万円以下の罰金

（→）は、勧告や命令に従わなかった場合を意味します。

あなたの家大丈夫ですか
耐震相談

3月13日市役所で

多くの人命が失われ、大きな被害をもたらした「阪神・淡路大震災」から9年。海老名市も、近い将来発生するといわれる東海地震や県西部地震などにより、建物倒壊など多くの被害を受けると予想されています。特に、建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年6月以前に建てられた家屋などに被害が集中すると言われています。

被害を最小限にするためには、みなさんがお住まいの建物の耐震性能を確認し、必要に応じて改修工事を行うことも大切です。このため市では、専門相談員が個別に相談に応じる「木造住宅耐震相談」を次のとおり実施しますので、ぜひご利用ください。

▽日時　3月13日（土）午前10時～午後3時　▽会場　市役所701会議室　▽定員　15組　▽費用　無料　▽対象建築物　平成元年以前に建築された一戸建て木造（在来工法）住宅　▽相談員　神奈川県建築士事務所協会海老名支部会員。

申　2月27日(金)までに電話で防災課へ。定員になり次第締め切り。

※申し込んだ方には、前日までに「聞き取り調査書」を送付します。また当日は、建築確認通知書を持参してください。お持ちでない方は、パンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」を送付しますので、それを参考に平面図を作成し、持参してください。

問　防災課（内287）。

「その油断　火から炎へ　災いへ」
3月1日～7日　春の火災予防運動を実施

3月1日(月)から7日(日)までの一週間、「その油断　火から炎へ　災いへ」を統一標語に、春の火災予防運動が実施されます。

期間中、消防本部・消防署や消防団では、市内の大型店舗などの査察や消防車両による巡回広報を実施します。

家庭用機器は、暮らしに快適さや便利さを与えています。しかし、身近で手軽なせいか、ふとした不注意から火災発生の原因にもなっています。特に暖房機器などの取扱いには、十分注意してください。

また、消防署巡回による「家庭の防火診断」を次のとおり行います。2日（火）杉久保北部地区、3日（水）杉久保北部地区および上河内地区、4日（木）杉久保南部地区、5日（金）社家地区です。実施時間はいずれも、午前9時～正午までとなります。詳しくは、各自治会の回覧をご覧ください。

●住宅防火　いのちを守る
3つの習慣、4つの対策

●3つの習慣　○寝タバコは、絶対やめましょう。　○ストーブは、燃えやすいものから離して使いましょう。　○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

●4つの対策　○逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しましょう。　○寝具や衣類からの火災を防ぐため、防炎製品を使用しましょう。　○火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器等を設置しましょう。　○高齢者や身体の不自由な方を守るため、隣近所の協力体制をつくりましょう。

問　予防課（☎231・0968）。

市民モニターのお知らせ

市政モニター

問 広報広聴課(内274)

▽応募資格　市内在住の20歳以上の方（ただし、公務員など公職にある方と、市政モニター経験者は応募できません）　▽募集人数　20人　▽選考　応募者の中から、地域、性別、年齢、職業等のバランスを考慮して決定　▽期間　4月～平成17年3月（1年間）　▽内容　①モニター制度、市政および予算の概要学習　②市政に関するテーマ会議への参加（市側と懇談形式で、年3回程度）　③施設見学への参加　④アンケート・提案モニターカードの提出（随時）

※会議・見学等は、原則として平日開催　▽謝礼　年額1万5000円以内　▽応募方法　3月8日（月）までに、はがき、または所定の応募用紙（広報広聴課にあります）に住所・氏名・年齢・職業・連絡先・応募動機などを記入のうえ、広報広聴課へ。選考の結果は、応募者全員に通知します。

消費生活モニター

問 商工課(内511)

▽応募資格　市内在住の20歳以上の方で、平日に活動できる方（公務員などの公職にある方と、消費生活モニターの経験者は応募できません）　▽募集人員　20人　▽期間　4月～平成17年3月（1年間）　▽内容　①各種懇談会、消費生活講座（2歳以上託児有）、施設見学への出席など　②モニターとしての情報提供　③その他消費生活行事への参加　※会議・講座・見学などは原則として平日開催　▽謝礼　年額1万5000円以内　▽応募方法　3月8日(月)までに電話・はがき、または所定の応募用紙（市役所一階消費生活コーナー・商工課にあります）に住所・氏名・年齢・職業・連絡先・応募動機などを記入のうえ、商工課へ。

応募者多数の場合は地域・年齢などを考慮のうえ抽選で決定し、選考結果は応募者全員に通知します。

まちかどカメラマン

問 広報広聴課(内271)

▽対象・人数　市内在住・在勤の成人の方＝10人程度（応募者多数の場合は選考）※撮影は、1人年3回程度　▽期間　4月～平成17年3月（1年間）　▽内容　広報広聴課が依頼する、催し物、イベントなどの写真撮影（主に土・日・祝日）　▽謝礼　1回につき3300円　▽その他　カメラ・レンズ・ストロボなど機材は、自己所有のものを使用します。

フィルム、現像代などは市が負担します。撮影した写真の版権は市に帰属します（ネガは市で保存）。

申　2月27日(金)までに電話で広報広聴課（内271）へ（土・日・祝日を除く）。

申込時に面接の日時をお知らせします。面接時に、1年以内に撮影したカラー写真（L判）を3枚持参してください（写真は返却しません）。